

公益財団法人秦野市スポーツ協会監事監査規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、監事の監査の基準とするため、法令及び定款に定めるもののほか、公益財団法人秦野市スポーツ協会(以下「この法人」という。)における監査に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼のもとに、公平不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の執行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監視し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、業務・財産調査権を有し、適時に理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を執行する場合は、理事及び業務担当の責任者はこれに協力するものとする。

(監査事項)

第6条 監事は、監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会に対する意見陳述義務)

第8条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令及び定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき又は著しく不当であると認めるときは、理事会に意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要な場合は、会長に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり、この法人の適正な運営又はこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときには、理事に対し、意見を述べなければならない。

(差止請求)

第9条 監事は、理事がこの法人の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これによりこの法人に著しい損害を生じるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止めを請求する。

(理事等の報告義務に対する措置)

第10条 監事は、理事からこの法人に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計規程に対する意見)

第11条 監事は、理事が会計規程及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求める。

2 監事は、会計規程及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

(評議員会への報告)

第12条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

(評議員会への説明義務)

第13条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免及び報酬に関する評議員会における意見陳述)

第14条 監事は、その任免及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第15条 監事は、理事から業務報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第16条 監事は、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印するものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事会に提出する。

(監査補助者)

第17条 監事の職務執行の補助機関としては、この法人の事務局の職員がこれに当たる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、監査について必要な事項は、監事が協議して別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。